

# 医療法人設立認可申請の手引

令和3年(2021年)1月4日

茨城県保健福祉部医療局医療政策課

# 目 次

## I 医療法人制度の概要

1	医療法人の種類及び性格	2
2	一人医師医療法人制度	2
3	設立認可の申請	2
4	資産要件	2
5	基金	3
6	医療法人の業務範囲	3
7	設立総会	4
8	定 款	4
9	運営機関	5
10	役員数	6
11	理事長	6
12	理 事	6
13	監 事	7
14	役員の欠格事由	7
15	会計年度と決算	8
16	賃貸借契約の引継ぎ	10
17	設立登記	10
18	剰余金の配当の禁止	11
19	解散及び残余財産の処分	11

## II 設立認可申請するにあたって

1	設立の手続き	13
2	設立認可申請書類について	15
3	医療法人設立認可申請チェックリスト	17

## III 医療法人設立認可申請書様式（記載例）

1	医療法人設立認可申請書（様式1）	19
2	医療法人設立概要（様式例1）	21
3	社団医療法人の定款例（様式例2）	22
4	当初において医療法人に所属すべき財産の目録（様式例3）	32
5	財産目録の明細書（様式例4）	33
6	設立時の負債内訳書（様式例5）	35

① 負債残高証明及び債務引継承認願 （負債全額を法人に引き継ぐ場合）（様式例 5 - 2）	37
② 負債残高証明及び債務引継承認願 （負債の一部を法人に引く継ぐ場合）（様式例 5 - 3）	38
③ 負債残高証明及び債務引継承認願 （リース物件を法人に引継ぐ場合）（様式例 5 - 4）	39
③ 買掛金引継承認願（様式例 5 - 5）	40
7 基金引受申込書（様式例 6）	41
8 設立総会議事録（様式例 7）	42
9 設立趣意書（様式例 8）	45
10 役員及び社員（評議員）の名簿（様式例 9）	46
11 開設する病院等の概要（様式例 1 0）	47
① 覚書（様式例 1 0 - 2）	50
② 賃借料積算根拠（近傍類似比較表）（様式例 1 0 - 3）	51
12 管理者就任承諾書（様式例 1 1）	52
13 設立後 2 年間の事業計画（様式例 1 2）	53
14 設立後 2 年間の予算書（様式例 1 3）	54
15 予算明細書（様式例 1 4）	55
16 職員給与費内訳書（様式例 1 5）	57
17 役員報酬内訳書（様式例 1 6）	58
18 設立・社員・役員の履歴書（様式例 1 7）	59
19 役員就任承諾書（様式例 1 8）	60
20 委任状（様式例 1 9）	61
21 医療法人設立登記完了届（様式 2）	62

# I 医療法人制度の概要

## 1 医療法人の種類及び性格

医療法では、医療機関が医業の非営利性を損なうことなく法人格を取得することにより、医業の永続性を確保するとともに、資金の集積を容易にし、医療の普及向上を図ることを目的として医療法人制度を設けています。

医療法人は、病院又は医師若しくは歯科医師が常時勤務する診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設することを主たる目的として、医療法の規定により設立された法人をいい、社団たる医療法人と財団たる医療法人の二形態があります。(医療法第 39 条)

社団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的とした人の集合体に法人格が付与されたものです。法人の資産は、抛出又は寄附からなります。なお、平成 19 年 4 月の医療法改正により、持ち分の定めのある法人は設立できなくなりました。

財団たる医療法人は、医療施設を開設することを主たる目的として寄附された財産に法人格が付与されたものです。

医療法人は、公益法人でも営利法人でもなく、いわば両者の中間的性格を持つ、医療法による特別法人であるといえます。

## 2 一人医師医療法人制度

昭和 60 年 12 月の医療法改正により、医師又は歯科医師が一人又は二人常時勤務する診療所を開設する小規模な診療所にも法人化の道が開かれました。これがいわゆる「一人医師医療法人制度」です。

この制度は、医療経営と家計、医業所得と給与所得を分離することにより、診療所経営の近代化を図るものであり、今後、医療事業に係る経営の合理化や組織の適正化を図ることを目的とした制度であり、基本的には従来の医療法人と全く同じ制度のものです。

## 3 設立認可の申請

医療法人を設立するには、知事の認可が必要です。(医療法第 44 条)

医療法人を設立しようとする場合は、医療法人設立認可申請書(20 頁参照)に必要な関係書類を添えて、設立代表者名で知事あて申請することが必要です。

## 4 資産要件

医療法人の土地、建物等は、法人の所有であることが望ましいですが、賃貸借契約による場合でもその契約が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである場合には差し支えありません。

医療法人を設立する場合、2 か月以上の運転資金を有することが必要です。

## 5 基金

平成 19 年 4 月より、持ち分の定めのない社団たる医療法人は、資金の調達手段として、基金制度を採用することができるようになりました。(医療法施行規則第 30 条の 37 及び第 30 条の 38)

基金とは、上記法人の設立等にあたり拠出された金銭その他の財産であって、法人が拠出者に対して、双方の合意の定めるところに従い返還義務(金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価格に相当する金銭の返還義務)を負うものです。

基金に関する手続きの概要は、以下のとおりです。

- (1) 基金を引き受ける者の募集をするにあたり、基金の拠出者の権利に関する規定及び基金の返還の手続きを定款で定める必要があります。なお、基金の返還に係る債権には、利息を付することができません。
- (2) 基金の返還は定時社員総会の決議によって行わなければなりません。なお、返還する場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として、貸借対照表上の純資産の部に計上しなければなりません。また、代替基金は取り崩すことはできません。

なお、基金制度の詳細については、厚生労働省通知「医療法人の基金について(平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330051 号)」を参照してください。

## 6 医療法人の業務範囲

医療法人は、本来業務(その開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の業務)に支障のない限り、定款の定めるところにより、次に掲げる附帯業務(これに類するものを含む。)の全部又は一部を行うことができます。(医療法第 42 条各号)(厚生労働省通知「医療法人の附帯業務について(平成 19 年 3 月 30 日付け医政発第 0330053 号)」)

- (1) 医療関係者の養成又は再教育
- (2) 医学又は歯学に関する研究所の設置
- (3) 医療法第 39 条第 1 項に規定する診療所以外の診療所の開設
- (4) 疾病予防のために有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に関する生理機能の維持又は回復のために行う身体の運動をいう。)を行わせる施設であって、診療所が附置され、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防運動施設)
- (5) 疾病予防のために温泉を利用させる施設であって、有酸素運動を行う場所を有し、かつ、その職員、設備及び運営方法が厚生労働大臣の定める基準に適合するものの設置(疾病予防温泉利用施設)
- (6) 保健衛生に関する業務(保健衛生上の観点から行政庁が行う規制の対象となる業務のすべてをいうのではなく、直接国民の保健衛生の向上を主たる目的として行わ

れる業務又は国際協力等の観点から、海外における医療の普及又は質の向上に資する業務に限られています。)

- (7) 社会福祉法第2条第2項及び3項に掲げる事業のうち厚生労働大臣が定めるもの  
の実施
- (8) 有料老人ホームの設置（老人福祉法に規定するもの。）

なお、収益業務（厚生労働大臣が定める業務）については社会医療法人以外できません。

## 7 設立総会

医療法人を設立するには、あらかじめ設立総会を開催し、次に掲げる事項を審議し、決定しなければなりません。

- (1) 医療法人の設立の趣旨承認
- (2) 社員の確認
- (3) 定款の承認
- (4) 拠出(寄附)申込み及び設立時の財産目録の承認
- (5) 初年度及び次年度分の事業計画及び収支予算の承認
- (6) 役員及び管理者の選任
- (7) 設立代表者の選任
- (8) 診療所等の土地、建物等を賃借する場合の契約の承認
- (9) その他の必要事項

設立総会の議事については、議事の概要を議事録として作成し、確実に保存しなければなりません。

なお、42～44頁に記載してある設立総会議事録(例)を参考にして下さい。

## 8 定 款

定款は、医療法人の組織、運営等に関する基本を定めたものであります。医療法人を設立する場合には、定款で次の事項を定めなければなりません。(医療法第44条)

- (1) 目 的
- (2) 名 称
- (3) 開設しようとする診療所等の名称及び開設場所
- (4) 事務所の所在地
- (5) 資産及び会計に関する規定
- (6) 役員に関する規定
- (7) 理事会に関する規定
- (8) 社団たる医療法人にあつては、社員総会及び社員たる資格の得喪に関する規定
- (9) 財団たる医療法人にあつては、評議会及び評議員に関する規定

- (10) 解散に関する規定
- (11) 定款の変更に関する規定
- (12) 公告の方法
- (13) 医療法人設立当初の役員

なお、22～31 頁に記載してある定款（例）を参考にして下さい。

## 9 運営機関

社団たる医療法人の運営機関には、法人の意思決定機関である「社員総会」、執行機関である「理事会」並びに監査機関である「監事」があります。社員総会及び理事会の議事については厚生労働省令に定める事項を内容とする議事録を作成し、会議の日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければなりません。

社員総会は、社員をもって構成する法人の最高の意思決定機関であり、次の事項は社員総会の議決を経なければなりません。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 医療法人の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定
- (10) その他重要な事項

なお、理事及び監事は、社員総会に出席し、社員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について必要な説明をしなければなりません。（医療法第 46 条の 3 の 4）

理事会は、すべての理事で組織し、次に掲げる職務を行います。

- (1) 医療法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選出及び解職
- (4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定
- (5) 多額の借財の決定
- (6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定
- (7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定



- (8) その他定款に定める事項

監事の職務は次のとおりです。(医療法第 46 条の 8)

- (1) 医療法人の業務を監査すること
- (2) 医療法人の財産の状況を監査すること
- (3) 医療法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3 月以内に社員総会及び理事会に提出すること
- (4) 上記(1)又は(2)による監査の結果、医療法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを知事、社員総会又は理事会に報告すること
- (5) 上記(4)の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること
- (7) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること(医療法第 46 条の 8 の 2)

なお、職務を行うについて悪意又は重大な過失があったときは、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負います。また、監査報告に記載すべき重要な事項についての虚偽の記載の場合も同様です。(医療法第 48 条)

## 10 役員数

医療法人は、役員として、理事 3 人以上及び監事 1 人以上を置くことが原則です。(医療法第 46 条の 5)

## 11 理事長

医療法人の理事のうち、1 人は理事長とし、医師又は歯科医師のうちから選出しなければなりません。(医療法第 46 条の 6)

医療法人を代表する者は、理事長のみであり、理事長以外の理事には代表権はありません。理事長は、医療法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有します。(医療法第 46 条の 6 の 2)

理事長は、3 ヶ月に 1 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告する義務があります。(定款に定めた場合は、毎事業年度 2 回以上(4 ヶ月を超える間隔)に緩和可能)

## 12 理事

医療法人の理事は、理事会の構成員として、医療法人の業務執行の意思決定に参画します。

また、法令及び定款並びに社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実にその職務を行う義務、法人に著しい損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときの監事への報告義務などが課せられ、義務違反等の場合には損害賠償責任を負うことがあります。

なお、知事の認可を受けた場合を除き、医療機関の管理者は必ず理事に加えなければなりません。(医療法第46条の5)

(1) 理事の義務等（主なもの）

- ・ 忠実義務（法令、定款、社員総会の決議を遵守し、法人のため忠実に職務を行う義務）
- ・ 善管注意義務（民法の委任の規定に基づく善良な管理者の注意義務）
- ・ 競業及び利益相反取引の制限（①自己又は第三者のためにする医療法人の事業の部類に属する取引、②自己又は第三者のためにする医療法人との取引、③医療法人が当該理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間における医療法人と当該理事との利益が相反する取引、を行う場合には理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けること及び取引後にその報告が必要）
- ・ 社員総会における説明・報告義務（社員から説明又は報告を求められたとき）
- ・ 監事に対する報告義務（法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したとき）

(2) 理事の責任（主なもの）

- ・ 法人に対する損害賠償責任（任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任）
- ・ 第三者に対する損害賠償責任（職務につき悪意・重大な過失があった場合に第三者に生じた損害を賠償する責任）

## 13 監事

監事は、当該医療法人の理事又は法人の職員を兼ねることは認められません。(医療法第46条の5第8項)

監事の職務の重要性に鑑み、実際に法人監査業務を実施できない者が名目的に選任されることなく、法人運営を含む財務諸表の監査を客観的に行える者を選任することが必要です。

※参考：厚生労働省通知「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について（平成2年3月1日付け健政発第110号）」

「医療法人運営管理要綱」Ⅰ組織運営 2役員 (6)監事

- 1 理事、評議員及び法人の職員を兼任していないこと。また、他の役員と親族等の特殊の関係がある者ではないこと。

## 14 役員の欠格事由

次のいずれかに該当する者は、医療法人の役員となることはできません。(医療法第46条

の5第5項において準用する第46条の4第2項)

- (1) 法人
- (2) 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者 (令和元年9月14日(成年被後見人法の施行の日)から適用)
- (3) 医療法、医師法、歯科医師法その他医事に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- (4) (3)に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

また、医療法人の非営利性の観点から、医療法人との間に取引関係のある営利法人の役員が、医療法人の役員に就任することは原則として認められません。(厚生労働省通知「医療機関の開設者の確認及び非営利性の確認について(平成5年2月3日総第5号・指第9号)」)

## 15 会計年度と決算

医療法人の会計年度は、4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わるものを原則としますが、定款により、任意の1年を定めることができます。(医療法第53条)

医療法人は、適時に、正確な会計帳簿を作成し、会計帳簿の閉鎖の時から10年間、その会計帳簿及びその事業に関する重要な資料を保存しなければなりません。(医療法第50条の2)

そして、医療法人は、毎会計年度の終了後2月以内に事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書、関係事業者(理事長の配偶者がその代表者であることその他の当該医療法人又はその役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者)との取引の状況に関する報告書)を作成し、監事の監査、理事会及び社員総会の承認を経て、3月以内に知事に事業報告書等及び監事が作成した監査報告書を届け出なければなりません。なお、事業報告書等は、監事の監査を受け理事会の承認を受けた後、監事が作成した監査報告書とともに社員総会の1週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置く必要があります。さらに、医療法人は、貸借対照表及び損益計算書を作成した時から10年間、保存する義務があります。(医療法第51条、第51条の2、第51条の4及び第52条)

※知事に届け出る書類は次のとおりです。

- (1) 事業報告書
- (2) 財産目録
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 関係事業者との取引の状況に関する報告書(厚生労働省令で定める取引に該当する場合)
- (6) 監事の監査報告書

また、事業報告書等、監事の監査報告書及び定款は、主たる事務所に備えて置き、社員又は債権者からの請求があれば、正当な理由がある場合を除き、当該事務所において閲覧させなければなりません。(医療法第51条の4)

なお、上記の届出があった書類と定款については、県民等から請求があれば、都道府県知事はこれを閲覧させなければならないと定められています。(医療法第52条第2項)

事業報告書等については、過去3年間に届けられた書類が閲覧の対象となり、定款については、現存する定款が閲覧の対象となります。

#### ◎決算に係る定時社員総会スケジュールの参考例(4月から翌年3月決算の場合)

法人税の確定申告期限との関係から、毎会計年度の終了後2月以内に定時社員総会を開催するケースを例としています。

3月31日	会計年度末	
4月1日	新会計年度開始	
	<b>決算関係書類・事業報告書等の作成</b>	
	・医療法人は、毎会計年度終了後2月以内に、事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、関係事業者との取引の状況に関する報告書)を作成	
4月23日	<b>監事へ事業報告書等を提出し、監事の監査を受ける</b>	↑
	<b>監事による監査報告書の提出</b>	
	・監事は、事業報告書等を受領した日から4週間を経過した日又は理事及び監事が合意により定めた日のいずれか遅い日までに監査報告書を社員総会及び理事会に提出	最大4週間
5月14日	<b>理事会招集通知の発出</b>	↓
	・上記期間の間に、スケジュール調整など会議開催に向けた作業	
	・理事会招集権者が、理事会の日の1週間前までに理事会招集通知を発出	
5月22日	<b>理事会開催</b> (過半数の理事と監事が出席)	↑
	・監事の監査を受けた事業報告書等の承認	
	<b>理事会の承認を受けた事業報告書などの備え置き</b>	1週間
	・社員総会の日の1週間前までに、事業報告書等と監事の監査報告書を主たる事務所に備え置く	
5月22日	<b>社員総会召集通知の発出</b>	↓
	・理事長は社員総会の1週間前までに、理事会の承認を受けた事業報告書などとともにより社員総会召集通知を発出	
5月30日	<b>定時社員総会開催</b> (総社員数の過半数が出席)	
	・貸借対照表及び損益計算書の承認	
	・前記を除く事業報告書等及び監事報告書の報告	
6月中	<b>知事に事業報告書等を届出</b>	
	・知事に決算届を届出	
	<b>法務局への登記申請</b>	
	・毎事業年度末から3月以内に変更登記	

※参考：負債 50 億円以上又は収益 70 億円以上など厚生労働省令で定める基準に該当する一定規模以上の医療法人は、厚生労働省令で定める医療法人会計基準に従い、貸借対照表及び損益計算書を作成し、公認会計士等による監査、公告を実施しなければなりません。（医療法第 51 条，第 51 条の 3）

## 16 賃貸借契約の引継ぎ

土地、建物は、医療法人の所有であることが望ましいのですが、個人が開業医として賃借していた診療所の土地、建物、医療機械器具等を医療法人が、引き続き賃借することは差し支えありません。なお、この場合は、土地、建物又は医療機械器具等の所有者の承認が必要です。

また、個人開業医と土地、建物の所有者との賃貸借契約を終了させ、新たに医療法人と所有者との賃貸借契約を締結させる必要があります。この契約は長期間にわたるものであり、かつ、確実なものであることを要します。この賃貸借契約書は、法人設立認可申請の際の添付書類の一つになります。

なお、個人開業医が賃借していた土地、建物又は医療機械器具等については、新たに賃借人乙を医療法人〇〇会 設立代表者□□□□と表示した覚書又は賃貸借契約を締結し、特約事項として乙の表示は、乙が茨城県知事に申請する医療法人の設立が認可された日をもって、「医療法人〇〇会」（理事長（氏名）、（法人の主たる事務所の住所）と読み替えるものとする。」を加えておく必要があります。

## 17 設立登記

医療法人は、法務局へ設立登記しなければ成立しません。（医療法第 46 条）

従って、医療法人設立認可があれば、設立認可のあった日から 2 週間以内に主たる事務所を管轄する法務局に、理事長が登記の申請をしなければなりません。（組合等登記令第 2 条）

さらに設立登記後は、設立登記を行ったことを「医療法人設立登記完了届」により茨城県知事へ提出してください。（医療法施行令第 5 条の 12）

- (1) 目的及び業務
- (2) 名 称
- (3) 事務所
- (4) 理事長の住所及び氏名
- (5) 存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由
- (6) 資産の総額（純資産額）

また、設立登記申請書類の添付書類は、次のとおりです。（組合等登記令第 16 条）

- (1) 定 款
- (2) 理事長の資格を証する書面（就任承諾書）
- (3) 設立認可書

- (4) 資産の総額を証する書類(財産目録)
- (5) 代理人によって申請する場合には、その権限を証する書面

なお、設立登記の際に、理事長の印鑑を同時に法務局へ届け出る必要があります。

## 18 剰余金の配当の禁止

医療法人は、剰余金の配当が禁止されています。(医療法第 54 条)

従って、収益を生じた場合には、施設の整備、法人職員の待遇改善等に充てるほかは積立金として留保しなければなりません。

また、配当ではないが、事実上利益の分配とみられる行為も禁止されています。

### ※参考:配当類似行為の例

近隣の土地建物の賃借料と比較して、著しく高額な賃借料の設定  
病院等の収入等に応じた定率賃借料の設定  
病院等の本来業務や附帯業務以外の不動産賃借業  
役員等への不当な利益の供与 等

なお、理事、監事の報酬等（報酬、賞与その他の職務執行の対価として法人から受ける財産上の利益）について、定款にその額を定めていないときは、社員総会の決議によって定めることとされています。

## 19 解散及び残余財産の処分

医療法人は次に掲げる事由により解散します。(医療法第 55 条)

- (1) 目的たる業務の成功の不能
- (2) 社員総会の決議
- (3) 他の医療法人との合併
- (4) 社員の欠亡
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 設立認可の取消し
- (7) 定款をもって定めた解散事由の発生

なお、解散した医療法人の残余財産は、合併及び破産の場合を除くほかは、定款の定めるところにより、国若しくは地方公共団体又は医療法人その他の医療を提供する者であって省令で定めるもののうちから選定した者に帰属します。(医療法第 44 条第 5 項)

また、解散の事由（上記(1)(2)）によっては知事の認可を受けなければ、解散の効力は生じません。なお、この場合知事はあらかじめ医療審議会の意見を聴くことになっています。

(医療法第 55 条第 7 項)

## Ⅱ 設立認可申請するにあたって

## 1 設立の手続き

個人開設の医師又は歯科医師が医療法人を設立するためには、次の手続きをすることが必要です。

- (1) 茨城県知事に設立認可申請を行い、その認可を受けてください。(医療法第 44 条)
- (2) 認可を受けた後、法務局に設立登記をしてください。(医療法第 43 条第 1 項)
- (3) 登記完了後、遅滞なく設立登記を行ったことの届を茨城県知事あてに提出してください。(医療法人設立登記完了届)あわせて、定款を茨城県知事あてに提出してください。(医療法第 52 条, 医療法施行令第 5 条の 12)
- (4) 登記完了後、速やかに診療所開設許可申請書を提出し、入院設備を有する場合は病床設置許可申請書及び構造設備使用許可申請書を診療所所在地の保健所に提出し、許可を受けてください。(医療法第 7 条, 第 27 条)

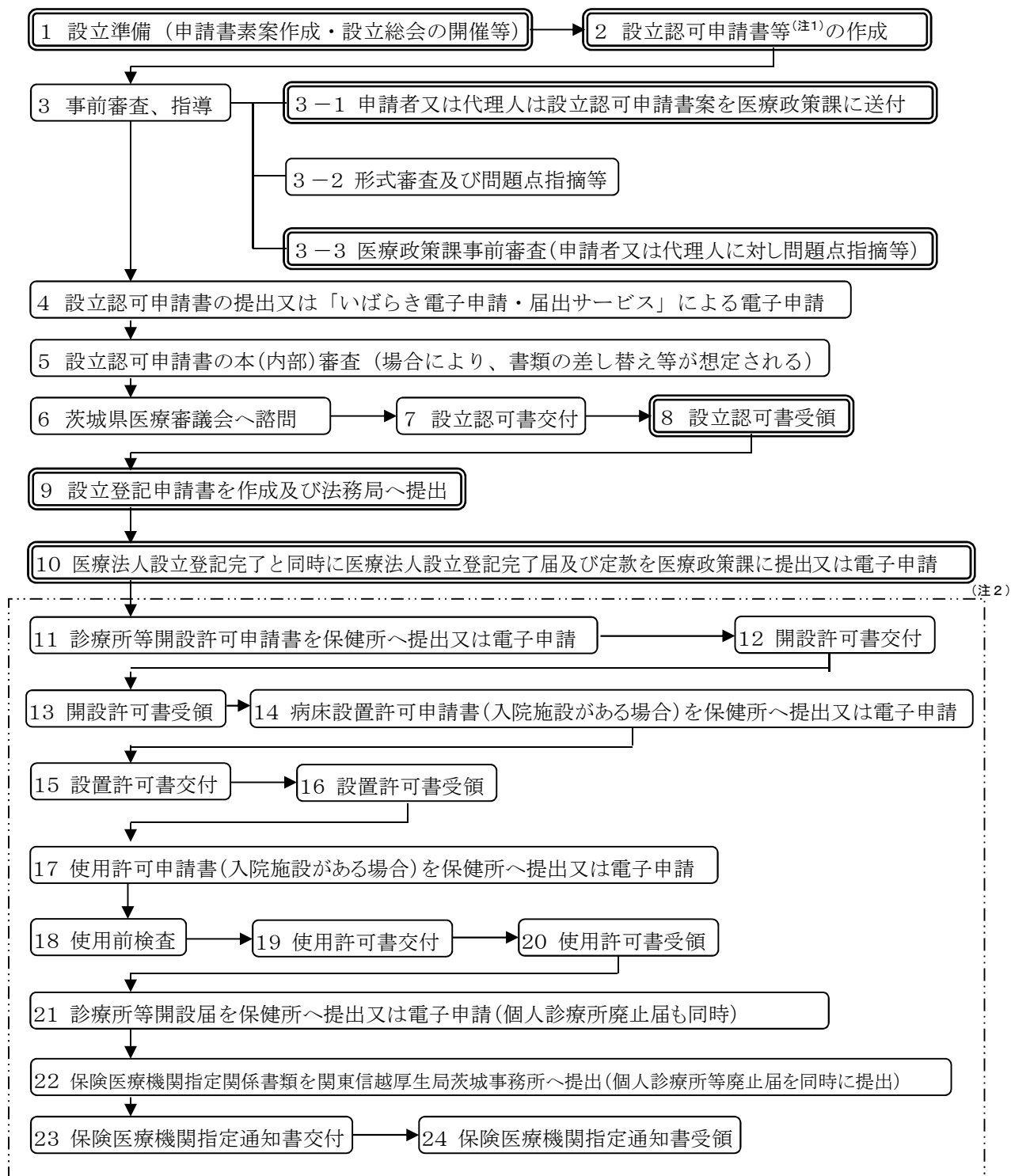
なお、入院設備を有する場合は、他に手続きが必要な場合がありますので、県及び管轄の保健所に事前にお問い合わせ下さい。

- (5) 開設届を診療所所在地の保健所に提出してください。(医療法施行令第 4 条の 2)
- (6) 保険医療機関の指定を受ける場合は関東信越厚生局茨城事務所 (Tel029-277-1316) で手続を行ってください。



[参考]

## 医療法人設立認可フローチャート



注1：設立認可申請書等とは、「設立認可申請書、設立総会議事録、事業計画書、収支予算書等」を指す。

注2：11から24は医療法人設立関係以外の事務です。入院施設がある場合は他に手続きが必要な場合があります。

## 2 設立認可申請書類について

### (1) 設立認可申請書 (様式1)

医療法人を設立しようとする場合は、「医療法人設立認可申請書」(19頁参照)に必要な事項を記入し、添付書類を添えて設立代表者名で、茨城県知事あて申請することが必要です。

また、「いばらき電子申請・届出サービス」に必要な事項を入力し、電子申請することが可能です。その際は、申請書以外の添付書類を別途郵送する必要があります。

### (2) 設立認可申請書類作成上の注意

#### I 様式

- ① 申請書は、原則、パソコンで作成してください。
- ② 設立認可申請書は、設立代表者名で作成し、住所は設立代表者個人の住所(印鑑証明書の住所)にしてください。
- ③ 申請書は添付書類も含めて必ずA4判としてください。  
A4判より大きい書類(図面、医師免許証の写し等)は、A4判の大きさに折りたたんでください。  
A4判より小さい書類(印鑑証明書等)は、A4判の台紙に貼りつけてください。
- ④ 使用する文字は、原則として活字としてください。

#### 2 書類等

- ① 正本に添付する官公署、銀行等で交付された書類〔印鑑証明、登記事項証明書、不動産鑑定評価書、預金残高証明書、債務(買掛金)残高証明書・引継承認書等〕は、原本としてください。副本に添付する書類は、写しで構いません。
- ② 様式に盛り込まれた必要な項目はすべて備えてください。  
ただし、不要な項目は、適宜省いてください。
- ③ 個別様式の記入上の注意については、記載例を参照とするほか、様式ごとに〔記入上の注意〕を表示していますので参照してください。

#### 3 作成部数・綴り方

- ① 申請書は、3部(正本1部、副本2部)提出。提出した申請書のうち、2部(正本1部、副本1部)は県に保管され、1部は認可時に、認可書と共に申請者に戻されます。申請者の控え分が必要な場合は、申請者が必要な部数を適宜用意すること。申請書提出時に収受印を押印して返します。(「いばらき電子申請・届出サービス」による電子申請の場合は、受理通知が申請者あて送られます。)

- ② 申請書は，3部とも申請書（様式1）を表紙として提出してください。表紙以降の申請書類はチェックリストの順に揃えて，ダブルクリップなどで左閉じで提出してください。

#### 4 添付書類

「医療法人設立認可申請書（様式1）」には，次のチェックリストに記載の書類を添付してください。なお，必要書類の漏れがないか，再度必ず確かめてください。

# 医療法人設立認可申請チェックリスト

- 1 申請書類は、リストの順に揃えてください。
- 2 必ず添付が必要な書類には、「必添別」の欄に★を付けています。
- 3 内容によっては、必添以外の書類も必要になりますので、「医療法人設立認可申請の手引」を必ず参照して作成してください。

番号	必添別	書類	注意事項	様式等	備考
1	★	医療法人設立認可申請書		様式1	
2	★	設立医療法人の概要		様式例1	
3	★	定款（寄附行為）	社団は「定款」、財団は「寄附行為」	様式例2	
4	★	設立時の財産目録	財産基準日の日付	様式例3	
5	★	財産目録の明細書		様式例4	
		添付書類			
		預金残高証明書	拠出者別		
		有形固定資産の減価償却計算書	資産別固定資産減価償却内訳書 等		
		その他の証明書	保険診療報酬等支払額決定通知、車検証 等		
		現物拠出証明書	500万円以上の現物出資する場合に添付		
6		設立時の負債内訳書	負債を出資する場合添付	様式例5	
		添付書類			
		(借りに係わるもの)	金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し		
		(リース物件)	リース契約書の写し		
		(支払いに係わるもの)	売買契約書、請負契約書、請求書の写し		
		負債残高証明及び債務引継承認願	(負債全額を法人に引継ぐ場合)	様式例5-2	
		負債残高証明及び債務引継承認願	(負債の一部を法人に引継ぐ場合)	様式例5-3	
		負債残高証明及び債務引継承認願	(リース物件を法人に引継ぐ場合)	様式例5-4	
		買掛金引継承認願		様式例5-5	
7		基金引受申込書	基金を引き受ける場合必要	様式例6	
8	★	設立総会議事録	社団の法人の場合は、必添。	様式例7	
9	★	設立趣意書		様式例8	
10	★	役員及び社員（評議員）の名簿	設立総会の日付	様式例9	
11	★	開設する病院等の概要		様式例10	
	★	添付書類			
	★	施設周辺の概略図			
	★	敷地図	土地と建物の位置関係が分かるもの		
		公図	土地が複数筆の場合は、公図等を添付		
	★	建物平面図			
	★	不動産登記簿謄本、登記事項証明書			
		賃貸借契約書(写)	土地、建物を賃借する場合添付		
		覚書(写)	土地、建物を賃借する場合添付	様式例10-2	
		賃借料積算根拠（近傍類似比較表）	親族、役員等から不動産を賃借する場合に添付	様式例10-3	
		工事請負契約書	建物が未登記の場合添付		
		建築確認済書	建物が未登記の場合添付		
12	★	管理者就任承諾書	管理者の記名押印	様式例11	
	★	添付 医師(歯科医師)免許証(写)			
13	★	設立後2年間の事業計画		様式例12	
14	★	設立後2年間の予算書	法人全体で作成	様式例13	
15	★	予算明細書（2年間分）	開設する施設毎に作成	様式例14	
16	★	職員給与費内訳書（2年間分）	開設する施設毎に作成	様式例15	
17	★	役員報酬内訳書（2年間分）	開設する施設毎に作成	様式例16	
18	★	設立者・社員・役員の履歴書		様式例17	
	★	添付 設立者・社員・役員の印鑑証明書	設立者、社員、役員の現住所（印鑑証明書の住所）		
19	★	役員就任承諾書	役員全員の記名押印	様式例18	
20	★	委任状	設立代表者を除く設立者全員の記名押印	様式例19	
21	★	直近の確定申告書(写)	税務署受付印があるもの ※正本にのみ添付		
22		他法令に係る手続き及び補助金等の交付を示す書類（写）	該当する場合添付		
23		医療法人設立登記完了届	設立認可後設立登記を行った後に提出	様式2	

### Ⅲ 医療法人設立認可申請書様式（記載例）

※ 申請書類については別途ダウンロードして下さい。

年 月 日

茨城県知事 大井川和彦

殿

設立代表者個人の住所（印鑑証明書の住所）を記載してください。

住 所

医療法人 会

設立代表者

電話 ( )

医療法人設立認可申請書

標記について、医療法第44条第1項及び同法施行規則第31条の規定に基づき、別添関係書類を添えて申請します。

## 様式 1

### 〈 設立認可申請書作成上の注意 〉

#### 1 様 式

申請書は、この手引で定めた様式で、原則、パソコンで作成すること。

(1) 申請書は添付書類も含めて必ず A 4 判とすること。

A 4 判より大きい書類（図面、医師免許証の写し等）は、A 4 判の大きさに折りたたむこと。

A 4 判より小さい書類（印鑑証明書等）は、A 4 判の台紙に貼ること。

(2) 使用する文字は、原則として活字とすること。

#### 2 書類等

(1) 正本に添付する官公署、銀行等で交付された書類〔印鑑証明、登記事項証明書、不動産鑑定評価書、預金残高証明書、債務(買掛金)残高証明書・引継承認書 等〕は、原本とすること。副本に添付する書類は、写しで可。

(2) 様式に盛り込まれた必要な項目はすべて備えてください。

ただし、不要な項目は、適宜省いてください。

(3) 個別様式の記入上の注意については、様式ごとに【記入上の注意】を表示しますので参照してください。

#### 3 作成部数・綴り方

(1) 申請書は、3部（正本1部、副本2部）提出。提出した申請書のうち、2部（正本1部、副本1部）は県に保管され、1部は認可時に、認可書と共に申請者に戻されます。申請者の控え分が必要な場合は、申請者が必要な部数を適宜用意すること。申請書提出時に収受印を押印して返します。

(2) 申請書は、3部とも申請書（様式1）を表紙として添付書類目録又はチェックリストの順に揃えて、左閉じとすること。

(3) 添付書類には、チェックリストの順に綴ること。

#### 4 チェックリストで点検

最後に、チェックリストで必要書類の漏れがないか、再度確かめること。

様式例 1

医療法人設立概要

法 人 名	医療法人社団 <sup>ケンジンカイ</sup> 県仁会				
主たる事務所の所在地	水戸市笠原町978番6 (定款記載の住所)				
設立代表者	茨城太郎 <sup>イバラキ タロウ</sup> (昭和35年12月24日生)				
設立代表者住所	水戸市三の丸1-5-38 (印鑑証明書記載の住所)				
設立時の資産	資 産 額				35,000,000円
	負 債 額	社団法人の場合で、社員の 場合、(社)と記入。			15,000,000円
	純 資 産 額				20,000,000円
設立当初の役員等  (欄は適宜追加してください)	役 職	氏 名	職 柄	出資額 (円)	
	理 事 長	茨城 太郎	(社) 医師 (本人)	15,000,000円	
	理 事	茨城 梅子	(社) 医療事務 (妻)	5,000,000円	
	理 事	偕楽 園子	(社) 会社員 (知人)	0円	
	監 事	千波 一広	( ) 無職 (知人)	0円	
決 算 日	3月31日				
公 告 方 法	官 報				
開設しようとする 医療施設の概要	名 称	茨城県民診療所			
	所 在 地	水戸市笠原町978番6 <small>建物を所有している場合は(所有)、 賃貸の場合は(賃貸)と記入すること。</small>			
	病 床 数	10床			
	床面積(所有等)	569.87㎡ (賃借)			
	管 理 者	茨城 太郎 (昭和35年12月24日生)			
	診 療 従 事 ( 歯 科 ) 医 師	名 前	生年月日	常勤・非常勤の別	
		茨城 太郎	S35.12.24	常勤	
		茨城 次郎	S42.10.10	常勤	
		栃本 健一	S40.7.7	非常勤	
	診 療 科 目	内科 外科 循環器内科 小児科 皮膚科			
診 療 日 ・ 時 間	月 火 水 金曜日 9:30~13:00 15:00 木 土曜日 9:30~13:00 <small>病院の場合は、定員数及び現 員数を常勤換算数を記入する こと。診療所の場合は、現員数 のみ実数で記入すること。</small>				
開 院 年 月	昭和63年10月				
従事者の員数	職 種	定 員	現 員		
	医 師	—	3		
	看 護 師	—	2		
	准 看 護 師	—	4		
	薬 剤 師	—	1		
	臨床検査技師	—	1		
	事 務 員	—	5		
計	— 名	16 名			



社団医療法人の定款例

社団医療法人の定款例	備 考
<p style="text-align: center;">医療法人〇〇会定款</p> <p style="text-align: center;"><b>第 1 章 名称及び事務所</b></p> <p>第 1 条 本社は、医療法人〇〇会と称する。</p> <p>第 2 条 本社は、事務所を茨城県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地に置く。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 2 章 目的及び事業</b></p> <p>第 3 条 本社は、病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営し、科学的でかつ適正な医療（及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等）を普及することを目的とする。</p> <p>第 4 条 本社の開設する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 茨城県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 茨城県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 茨城県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 茨城県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>2 本会社が〇〇市（町、村）から指定管理者として指定を受けて管理する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の名称及び開設場所は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 〇〇病院 茨城県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(2) 〇〇診療所 茨城県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(3) 〇〇園 茨城県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>(4) 〇〇介護医療院 茨城県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p>第 5 条 本社は、前条に掲げる病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を経営するほか、次の業務を行う。</p> <p>〇〇看護師養成所の経営</p> <p>〇〇看護専門学校</p> <p>茨城県〇〇郡（市）〇〇町（村）</p> <p style="text-align: center;"><b>第 3 章 基 金</b></p>	<p>・事務所については、複数の事務所を有する場合は、すべてこれを記載し、かつ、主たる事務所を定めること。</p> <p>・ビルの一室を事務所とする場合は、階数（部屋番号）まで定めてください。（ビル名も定めることが望ましい）</p> <p>・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院のうち、開設する施設を掲げる。（以下、第 4 条、第 5 条、第 32 条第 3 項及び第 33 条第 5 項において同じ。）</p> <p>・介護老人保健施設又は介護医療院のみを開設する医療法人については、「本社は、介護老人保健施設（又は介護医療院）を経営し、要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等を普及することを目的とする。」とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>建物登記簿の建物所在地番と合わせること。 または、住居表示証明書の住居表示と合わせること。 地番が複数ある場合には、主な地番を記載すること。（他の書類も同様）</p> </div> <p>・本項には、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）に基づいて行う指定管理者として管理する病院（診療所、介護老人保健施設又は介護医療院）の名称及び開設場所を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。（以下、第 32 条第 3 項及び第 33 条第 5 項において同じ。）</p> <p>・本条には、医療法（昭和 23 年法律第 205 号。以下「法」という。）第 42 条各号の規定に基づいて行う附帯業務を掲げる。行わない場合には、掲げる必要はない。</p>

第6条 本社は、その財産的基盤の維持を図るため、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

第7条 本社は、基金の拠出者に対して、本社と基金の拠出者との間の合意の定めるところに従い返還義務（金銭以外の財産については、拠出時の当該財産の価額に相当する金銭の返還義務）を負う。

第8条 基金の返還は、定時社員総会の決議によって行わなければならない。

2 本社は、ある会計年度に係る貸借対照表上の純資産額が次に掲げる金額の合計額を超える場合においては、当該会計年度の次の会計年度の決算の決定に関する定時社員総会の日の前日までの間に限り、当該超過額を返還の総額の限度として基金の返還をすることができる。

(1)基金（代替基金を含む。）

(2)資産につき時価を基準として評価を行ったことにより増加した貸借対照表上の純資産額

3 前項の規定に違反して本社が基金の返還を行った場合には、当該返還を受けた者及び当該返還に関する職務を行った業務執行者は、本社に対し、連帯して、返還された額を弁済する責任を負う。

4 前項の規定にかかわらず、業務執行者は、その職務を行うことについて注意を怠らなかったことを証明したときは、同項の責任を負わない。

5 第3項の業務執行者の責任は、免除することができない。ただし、第2項の超過額を限度として当該責任を免除することについて総社員の同意がある場合は、この限りでない。

6 第2項の規定に違反して基金の返還がされた場合においては、本社の債権者は、当該返還を受けた者に対し、当該返還の額を本社に対して返還することを請求することができる。

第9条 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない。

第10条 基金の返還をする場合には、返還をする基金に相当する金額を代替基金として計上しなければならない。

2 前項の代替基金は、取り崩すことができない。

#### 第4章 資産及び会計

第11条 本社の資産は次のとおりとする。

(1) 設立当時の財産

(2) 設立後寄附された金品

(3) 事業に伴う収入

- 基金制度を採用しない場合は、本章（第6条～第10条）は不要。
- 基金制度については、「医療法改正に伴う関係通知（平成19年3月30日）の「医療法人の基金について」を参照。

<p>(4) その他の収入</p> <p>2 本社の設立当時の財産目録は、主たる事務所において備え置くものとする。</p> <p>第12条 本社の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。</p> <p>(1) . . .</p> <p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p> <p>2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会の議決を経て、処分し、又は担保に供することができる。</p> <p>第13条 本社の資産は、社員総会又は理事会で定めた方法によって、理事長が管理する。</p> <p>第14条 資産のうち現金は、医業経営の実施のため確実な銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは確実な有価証券に換え保管する。</p> <p>第15条 本社の収支予算は、毎会計年度開始前に理事会及び社員総会の議決を経て定める。</p> <p>第16条 本社の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。</p> <p>第17条 本社の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。</p> <p>2 本社は、事業報告書等、監事の監査報告書及び本社の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権者から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。</p> <p>3 本社は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報告書等及び監事の監査報告書を茨城県知事に届け出なければならない。</p> <p>第18条 決算の結果、剰余金を生じたとしても、配当してはならない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第5章 社員</b></p> <p>第19条 本社の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。</p> <p>2 本社は、社員名簿を備え置き、社員の変更があるごとに必要な変更を加えなければならない。</p> <p>第20条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 不動産、運営基金等重要な資産は、基本財産とすることが望ましい。設定しない場合、本条は不要。</li>   <li>• 任意に1年間を定めても差し支えない。(法第53条参照)</li>   <li>• 2以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については、主たる事務所の所在地の都道府県知事に届け出るものとする。</li> </ul>
---	--

- (1) 除 名
- (2) 死 亡
- (3) 退 社

2 社員であつて、社員たる義務を履行せず本社の定款に違反し又は品位を傷つける行為のあつた者は、社員総会の議決を経て除名することができる。

第 21 条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその旨を理事長に届け出て、退社することができる。

## 第 6 章 社員総会

第 22 条 理事長は、定時社員総会を、毎年〇回、〇月と〇月に開催する。

2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも臨時社員総会を招集することができる。

3 理事長は、総社員の 5 分の 1 以上の社員から社員総会の目的である事項を示して臨時社員総会の招集を請求された場合には、その請求があつた日から 20 日以内に、これを招集しなければならない。

4 社員総会の招集は、期日の少なくとも 5 日前までに、その社員総会の目的である事項、日時及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で社員に通知しなければならない。

第 23 条 社員総会の議長は、社員の中から社員総会において選任する。

第 24 条 次の事項は、社員総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 基本財産の設定及び処分（担保提供を含む。）
- (3) 毎事業年度の事業計画の決定又は変更
- (4) 収支予算及び決算の決定又は変更
- (5) 重要な資産の処分
- (6) 借入金額の最高限度の決定
- (7) 社員の入社及び除名
- (8) 本社の解散
- (9) 他の医療法人との合併若しくは分割に係る契約の締結又は分割計画の決定

2 その他重要な事項についても、社員総会の議決を経ることができる。

第 25 条 社員総会は、総社員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、決議することができない。

2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前項の場合において、議長は、社員として議決に加わる

・ 退社について社員総会の承認の議決を要することとしても差し支えない。

・ 定時社員総会は、収支予算の決定と決算の決定のため年 2 回以上開催することが望ましい。

・ 5 分の 1 を下回る割合を定めることもできる。

・ 招集の通知は、定款で定めた方法により行う。書面のほか電子的方法によることも可。

ことができない。

第 26 条 社員は、社員総会において各 1 個の議決権及び選挙権を有する。

第 27 条 社員総会においては、あらかじめ通知のあった事項のほかは議決することができない。ただし、急を要する場合はこの限りではない。

2 社員総会に出席することのできない社員は、あらかじめ通知のあった事項についてのみ書面又は代理人をもって議決権及び選挙権を行使することができる。ただし、代理人は社員でなければならない。

3 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しなければならない。

第 28 条 社員総会の議決事項につき特別の利害関係を有する社員は、当該事項につきその議決権を行使できない。

第 29 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

第 30 条 社員総会の議事についての細則は、社員総会で定める。

## 第 7 章 役員

第 31 条 本団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 ○名以上○名以内  
うち理事長 1 名
- (2) 監事 ○名

第 32 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会において、理事の中から選出する。

3 本団が開設（指定管理者として管理する場合を含む。）する病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者は、必ず理事に加えなければならない。

4 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事の職を

・原則として、理事は 3 名以上置かなければならない。都道府県知事の認可を受けた場合には、1 名又は 2 名でも差し支えない。（法第 46 条の 5 第 1 項参照）なお、理事を 1 名又は 2 名置くこととした場合でも、社員は 3 名以上置くことが望ましい。

・病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を 2 以上開設する場合において、都道府県知事（2 以上の都道府県の区域において病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人については主たる事務所の所在地の都道府県知事）の認可を受けた場合は、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えなければならない。（法第 46 条の 5 第 6 項参照）

<p>失うものとする。</p> <p>5 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。</p> <p>第33条 理事長は本団を代表し、本団の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する。</p> <p>2 理事長は、本団の業務を執行し、  (例1) 3箇月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。  (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。</p> <p>3 理事長に事故があるときは、理事長があらかじめ定めた順位に従い、理事がその職務を行う。</p> <p>4 監事は、次の職務を行う。  (1) 本団の業務を監査すること。  (2) 本団の財産の状況を監査すること。  (3) 本団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。  (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本団の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを茨城県知事、社員総会又は理事会に報告すること。  (5) 前号の報告をするために必要があるときは、社員総会を招集すること。  (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。</p> <p>5 監事は、本団の理事又は職員(本団の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼ねてはならない。</p> <p>第34条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>3 役員は、第31条に定める員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。</p> <p>第35条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、出席した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなければ、決議することができない。</p> <p>第36条 役員の報酬等は、  (例1) 社員総会の決議によって別に定めるところにより</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 理事の職への再任を妨げるものではない。</li>   <li>• この報告は、現実開催された理事会において行わなければならない。報告を省略することはできない。</li>   <li>• 3分の2を上回る割合を定めることもできる。</li>   <li>• 役員の報酬等について、定款にそ</li> </ul>
---	---

支給する。

(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。

(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。

第37条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする本社の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする本社との取引

(3) 本社がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における本社とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第38条 本社は、役員が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、理事会の決議により免除することができる。

2 本社は、役員との間で、任務を怠ったことによる損害賠償責任について、当該役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償責任の限定契約を締結することができる。ただし、その責任の限度額は、〇円以上で本社があらかじめ定めた額と法令で定める最低責任限度額とのいずれか高い額とする。

## 第8章 理事会

第39条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

第40条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 本社の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長の選出及び解職

(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定

(5) 多額の借財の決定

(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定

(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止の決定

の額を定めていないときは、社員総会の決議によって定める必要がある。

・ 定款又は社員総会の決議において理事の報酬等の「総額」を定める場合、各理事の報酬等の額はその額の範囲内で理事会の決議によって定めることも差し支えない。ただし、監事が2人以上あるときに監事の報酬等の「総額」を定める場合は、各監事の報酬等は、その額の範囲内で監事の協議によって定める。また、「総額」を上回らなければ、再度、社員総会で決議することは必ずしも必要ではない。

・ 本条を規定するか否かは任意。

<p>第 41 条 理事会は、  (例 1) 各理事が招集する。  (例 2) 理事長（又は理事会で定める理事）が招集する。この場合、理事長（又は理事会で定める理事）が欠けたとき又は理事長（理事会で定める理事）に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。</p> <p>2 理事長（又は理事会で定める理事、又は各理事）は、必要があると認めるときは、いつでも理事会を招集することができる。</p> <p>3 理事会の招集は、期日の 1 週間前までに、各理事及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を発しなければならない。</p> <p>4 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催できる。</p> <p>第 42 条 理事会の議長は、理事長とする。</p> <p>第 43 条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、議決事項について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について特別の利害関係を有する理事を除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第 44 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。</p> <p>2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。</p> <p>第 45 条 理事会の議事についての細則は、理事会で定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 9 章 定款の変更</b></p> <p>第 46 条 この定款は、社員総会の議決を経、かつ、茨城県知事の認可を得なければ変更することができない。</p> <p style="text-align: center;"><b>第 10 章 解散、合併及び分割</b></p> <p>第 47 条 本社は、次の事由によって解散する。  (1) 目的たる業務の成功の不能  (2) 社員総会の決議  (3) 社員の欠亡  (4) 他の医療法人との合併  (5) 破産手続開始の決定  (6) 設立認可の取消し</p> <p>2 本社は、総社員の 4 分の 3 以上の賛成がなければ、前項第 2 号の社員総会の決議をすることができない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 原則、各理事が理事会を招集するが、理事会を招集する理事を定款又は理事会で定めることができる。</li> <li>• 1 週間を下回る期間を定めることもできる。</li> <li>• 過半数を上回る割合を定めることもできる。</li> <li>• 本項を規定するか否かは任意。</li> <li>• 署名し、又は記名押印する者を、理事会に出席した理事長及び監事とすることも可。</li> </ul>
---	---



3 第1項第1号又は第2号の事由により解散する場合は、茨城県知事の認可を受けなければならない。

第48条 本団が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、理事がその清算人となる。ただし、社員総会の議決によって理事以外の者を選任することができる。

2 清算人は、社員の欠亡による事由によって本団が解散した場合には、茨城県知事にその旨を届け出なければならない。

3 清算人は、次の各号に掲げる職務を行い、又、当該職務を行うために必要な一切の行為をすることができる。

- (1) 現務の結了
- (2) 債権の取立て及び債務の弁済
- (3) 残余財産の引渡し

第49条 本団が解散した場合の残余財産は、合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、次の者から選定して帰属させるものとする。

- (1) 国
- (2) 地方公共団体
- (3) 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者
- (4) 都道府県医師会又は郡市区医師会（一般社団法人又は一般財団法人に限る。）
- (5) 財団たる医療法人又は社団たる医療法人であつて持分の定めのないもの

第50条 本団は、総社員の同意があるときは、茨城県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は財団たる医療法人と合併することができる。

第51条 本団は、総社員の同意があるときは、茨城県知事の認可を得て、分割することができる。

## 第11章 雑則

第52条 本団の公告は、

- (例1) 官報に掲載する方法
- (例2) ○○新聞に掲載する方法
- (例3) 電子公告（ホームページ）  
によって行う。

(例3の場合)

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報（又は○○新聞）に掲載する方法によって行う。

第53条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総会の議決を経て定める。

## 附 則

第1条 本団設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長	○	○	○	○
理事	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
同	○	○	○	○
監事	○	○	○	○
同	○	○	○	○

第2条 本社の最初の会計年度は、第16条の規定にかかわらず、設立の日から平成○年○月○日までとする。

第3条 本社の設立当初の役員の任期は、第34条第1項の規定にかかわらず、平成○年○月○日までとする。

・法第44条第4項参照。

・設立の日から1年以内の日付を設定してください。

・設立の日から2年以内の日付を設定してください。

※第2条、第3条を規定するか否かは任意。設定する場合は関係条文の記載に注意。(条文が違っている場合があります)

様式例 3

設立当初において医療法人に所属すべき財産の財産目録  
 (        年        月        日現在)

・県が定める財産基準日を記入。

1. 資	産	額	×××	円
2. 負	債	額	×××	円
3. 純	資	産	額	×××

(内 訳)

(単位：円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	×××
預 金	×××
医 業 未 収 金	×××
医 薬 品 等	×××
B 固 定 資 産	×××
1 有 形 固 定 資 産	×××
土 地	×××
建 物	×××
医 療 用 器 械 備 品	×××
そ の 他 の 器 械 備 品	×××
2 無 形 固 定 資 産	×××
電 話 加 入 権	×××
3 そ の 他 の 資 産	×××
保 証 金 ( 土 地 )	×××
C 資 産 合 計 (A+B)	×××
D 負 債 合 計	×××
E 純 資 産 (C-D)	×××

注：区分欄は、必要に応じて加除しても結構です

様式例 4

財 産 目 録 の 明 細 書

A 流 動 資 産

預 金

預 金 先	種 類	口 数	金 額	拠 出 ( 寄 附 ) 者 氏 名
〇〇銀行〇〇支店	普通預金	1	××× 円	○ ○ ○ ○
△△銀行△△支店	定期預金	1	××× 円	○ ○ ○ ○
小 計			××× 円	

※ 銀行等の預金残高証明を添付（拠出（寄附）額以上の残高があれば可）

医 業 未 収 金

種 類	月 分	評 価 額	拠 出 ( 寄 附 ) 者 氏 名
社会保険診療報酬	○月分、△月分	××× 円	○ ○ ○ ○
国民健康保険診療報酬	○月分、△月分	××× 円	○ ○ ○ ○
小 計		××× 円	

※ 国保連，社保等からの支払いに関する通知書等の写しを添付

医 薬 品 等

品 名	規 格 数 量	評 価 額	拠 出 ( 寄 附 ) 者 氏 名
医 薬 品	(別紙明細)	××× 円	○ ○ ○ ○
診 療 材 料		××× 円	○ ○ ○ ○
小 計		××× 円	

※ 帳簿価格

B 固 定 資 産

1 有 形 固 定 資 産

土 地

所 在 地	面 積	評 価 額	拠 出 ( 寄 附 ) 者 氏 名
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	××× m <sup>2</sup>	××× 円	○ ○ ○ ○

※ 不動産の鑑定書を添付

建 物

所 在 地	延 面 積	評 価 額	拠 出 ( 寄 附 ) 者 氏 名
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	××× m <sup>2</sup>	××× 円	○ ○ ○ ○

※ 不動産の鑑定書を添付

医 療 用 器 械 備 品

品 名	規 格 数 量	評 価 額	拠 出 ( 寄 附 ) 者 氏 名
エックス線装置	1	××× 円	○ ○ ○ ○
電 気 メ ス	1	××× 円	○ ○ ○ ○
小 計		××× 円	

※ 減価償却一覧表、評価書を添付

その他の器械備品

品名	規格数量	評価額	拠出（寄附）者氏名
パソコン	1	×××円	○ ○ ○ ○
エアコン	1	×××円	○ ○ ○ ○
小計		×××円	

※ 減価償却一覧表、評価書を添付

2 無形固定資産

電話加入権

局番	番号	評価額	拠出（寄附）者氏名
○○（○○○○）	○○○○	×××円	○ ○ ○ ○

3 その他の資産

その他

品名	規格数量	評価額	拠出（寄附）者氏名
保証金（土地）		×××円	○ ○ ○ ○

（作成上の注意）

- 財産の拠出（寄附）について、詳細に記載すること。  
（主な拠出（寄附）財産の種類と評価額）  
預金 ・ ・ ・ ・ ・ 残高証明の額の範囲  
医業未収金 ・ ・ ・ ・ ・ 国保連，社保等からの支払いに関する通知書等  
（財産基準日：3月末（2，3月診療分），8月末（7，8月診療分））  
医薬品、材料等 ・ ・ ・ ・ 帳簿価格  
不動産、借地権 ・ ・ ・ ・ 不動産鑑定評価書又は固定資産評価証明書の内容  
建物（その付属設備を含む） ・ ・ ・ ・ ・ 減価償却した簿価  
医療用器械備品（その付属設備を含む） ・ ・ ・ 減価償却した簿価  
その他の器械備品（その付属設備を含む） ・ ・ 減価償却した簿価  
電話加入権 ・ ・ ・ ・ ・ 時価  
保証金等 ・ ・ ・ ・ ・ 契約書の金額（契約書に償却に関する条項がある場合は償却後の金額）
- 2以上の施設を所有（開設）する場合は、それぞれの施設ごとに区分し、小計を付すこと。
- 有形固定資産（非償却資産を除く。）については、取得原価から減価償却累計額を控除した価額を評価額とすること。その際、各資産ごとに取得原価と控除する減価償却累計額を示す書類を添付すること。（確定申告時に使用する電算様式を使用しても差し支えない。）
- 社団である医療法人を設立する際の現物拠出について、その価額の総額が5百万円以上の場合は、現物拠出財産の価額が相当であることについて、弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）が必要であること。

【記載例】

拠出額の合計は、XX,XXX,XXX円とする。  
上記拠出金額は相当な金額であることを証明します。  
平成 年 月 日

様式例5

県が定める財産基準日を記入

設 立 時 の 負 債 内 訳 書

(借入に係わるもの)

( 〇〇年〇〇月〇〇日現在)

借入先	借入年月日	借入金額 (円)	借入金の使用		返済額 (円)	未返済額		1月当返済額 (円)	拠出者
			拠出財産 (円)	その他 (円)		負債引継額 (円)	その他 (円)		
〇〇銀行 〇〇支店	平成〇〇年 〇〇月〇〇日	10,000,000	エックス線装置 8,000,000	運転資金 2,000,000	1,000,000	7,200,000	1,800,000	83,334	〇〇 〇〇

(リース物件に係わるもの)

( 〇〇年〇〇月〇〇日現在)

リース元	リース物件	規格数量	リース期間	取得価額相当額 (円)	既支払額 (円)	負債引継額 (円)	1月当リース料 (円)	拠出者
〇〇リース株式会社	心電計 (型式)	1	平成〇〇年 〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年 〇〇月〇〇日	1,200,000	100,000	1,100,000	20,000	〇〇 〇〇

(支払いに係わるもの)

( 〇〇年〇〇月〇〇日現在)

支払先	品名	平成 年 月末 の買掛金残高	負債引継額	拠出者	備考
〇〇薬品〇〇営業所	医薬品	1,950,000 円	1,950,000 円	〇〇 〇〇	
△△薬品△△営業所	診療材料	1,300,000 円	1,300,000 円	〇〇 〇〇	

(作成上の注意)

1. 現物拠出（寄附）財産の取得時に発生した負債は、医療法人に引き継ぐことができること。ただし、運転資金に係る金銭拠出（寄附）に要した費用については、医療法人に引き継ぐことができないこと。

よって、借入金の一部を医療用器械備品等の取得に充てた場合は、未返済額を按分して引継ぎ可能な負債額を求めること。

(上記の例) 未返済額 900万円 × 医療用器械備品等の取得に充てた費用 800万円 / 当初借入金 1,000万円 = 引継ぎ可能な負債額 720万円

また、当初借入金の全額を医療用器械備品等の取得に充てたが、その後借換えを行ったため、抛出財産と未返済額との間に直接関係がなくなってしまった場合は、次の要領で引継ぎ可能な負債額を求めること。

(例) 当初1,000万円を借入れ、未返済額が600万円になった時点で、借換えを行い新規借入れ400万円を含め新たに1,000万円の借入れを起し、現在の未返済額が300万円である場合(借換え借入金のうち新規400万円は、運転資金に消費したものとする。)

借換え借入金未返済額 300万円 × 当初借入金の未返済額 600万円 / 借換え借入金 1,000万円 = 引継ぎ可能な負債額 180万円

2. 負債額を証明するための添付書類としては、以下のものが考えられること。

(借入れに係わるもの)

金銭消費貸借契約書、返済計画書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願(負債全額又は負債の一部を法人に引継ぐ場合)

(リース物件(ファイナンス・リース契約によるものに限る。))で、医療法人設立後、リース取引に係る会計基準による処理を行う場合)

リース契約書等の写し、負債残高証明及び債務引継承認願(リース物件を法人に引継ぐ場合)

(支払いに係わるもの)

売買契約書、請負契約書、請求書等の写し、買掛金引継承認願

様式例 5-2 (負債全額を法人に引継ぐ場合)

年 月 日

金融機関名  
代表者名

殿

個人の住所（印鑑証明書の住所）  
を記載してください。

住 所  
氏 名

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を開設することになりました。

つきましては、私が貴〇〇との間に締結した 〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務元金 〇〇〇〇〇〇円也（ 〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 〇〇〇〇〇〇円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、茨城県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴〇〇の御証明及び御承認を得たくお願いします。

---

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地  
金融機関名  
代表者名  
(支店長名でも可)

(作成上の注意)

この様式は参考であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。



様式例 5-3 (負債の一部を法人に引継ぐ場合)

年 月 日

金融機関名  
代表者名

殿

個人の住所（印鑑証明書の住所）  
を記載してください。

住 所  
氏 名

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を開設することになりました。

つきましては、私が貴〇〇との間に締結した 〇〇年〇〇月〇〇日付金銭消費貸借契約証書により借り受け負担している債務当初元金 〇〇〇〇円也（ 〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 〇〇〇〇円也）のうち債務当初元金 〇〇〇〇円也（ 〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 〇〇〇〇円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、茨城県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴〇〇の御証明及び御承認を得たくお願いします。

---

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地  
金融機関名  
代表者名  
(支店長名でも可)

(作成上の注意)

この様式は参考であり、金融機関独自の様式を使用しても差し支えないこと。

様式例 5-4 (リース物件を法人に引継ぐ場合)

年 月 日

リース会社名  
代表者名

殿

個人の住所（印鑑証明書の住所）  
を記載してください。

住 所  
氏 名

負債残高証明及び債務引継承認願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を開設することになりました。

つきましては、私が貴〇〇との間に締結した 〇〇年〇〇月〇〇日付リース契約証書による債務元金 円也（ 〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、茨城県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴〇〇の御証明及び御承認を得たくお願いします。

---

上記の件証明及び承認します。

年 月 日

所在地  
リース会社名  
代表者名  
(営業所長名でも可)

(作成上の注意)

この様式は参考であり、会社独自の様式を使用しても差し支えないこと。

様式例 5 - 5

年 月 日

会社名

代表者名

殿

個人の住所（印鑑証明書の住所）  
を記載してください。

住 所

氏 名

買 掛 金 引 継 承 認 願

私の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）はこのたび医療法に基づく医療法人に組織変更し、医療法人〇〇会を設立し同法人が〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）を開設することになりました。

つきましては、私が貴〇〇からの買掛金 〇〇〇〇円也（ 〇〇年〇〇月〇〇日の予定額金 〇〇〇〇円也）及びこの債務から生ずる一切の債務を前記の法人設立の上は同法人に引き継ぎたく、茨城県知事に設立認可申請書を提出するに当たり、貴〇〇の御承認を得たくお願いします。

---

上記の件承認します。

年 月 日

所在地

会社名

代表者名

（営業所長名でも可）

（作成上の注意）

この様式は参考であり、会社独自の様式を使用しても差し支えないこと。

様式例 6

注：設立総会（理事会）開催年月  
日とすること

年 月 日

医療法人 会  
設立代表者 殿

(基金の引受けの申込みをしようとする者)

・印鑑証明書の住所を記載

住 所  
氏 名  
電話番号 ( )

基金引受申込書

医療法人 会の定款及び募集事項等の記載事項を承認の上、下記のとおり  
基金を引き受けたく申し込み致します。

記

- 1 引き受けようとする金銭の額
- 2 引き受けようとする金銭以外の財産の内容及びその価額

(内 訳)

種 別	金 額	内 容
預 金		
土 地		
建 物		
医 療 機 器		
医 薬 品		
…		
…		
資 産 合 計		
負 債		
差 引 額 (基金抛出額)		

## 様式例 7

### 医療法人〇〇会設立総会議事録（例）

- 1 日 時 〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分
- 2 場 所 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 〇〇〇〇〇 に於いて
- 3 出席者（設立者）住所・氏名
- |                     |    |    |
|---------------------|----|----|
| 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 | 〇〇 | 〇〇 |
| 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 | 〇〇 | 〇〇 |
| 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 | 〇〇 | 〇〇 |
| ：                   |    |    |
| ：                   |    |    |
| 〇〇県〇〇郡（市）〇〇町（村）〇〇番地 | 〇〇 | 〇〇 |

印鑑証明書の住所を記載

#### 4 議 事

医療法人〇〇会を設立するため、上記のとおり設立者全員が出席した。

議長を選出すべく、全員で互選したところ、〇〇 〇〇 が選ばれ、本人はこれを承諾し議長席につき〇〇時〇〇分開会を宣し、議事に入った。

#### 第 1 号議案 医療法人設立趣旨承認の件

設立者 〇〇 〇〇 は発言し、本法人設立の趣旨を別紙「医療法人〇〇会設立趣意書」案のとおり述べた。

議長は、本趣旨の承認を全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

#### 第 2 号議案 社員確認の件

議長は発言し、本法人が茨城県知事の認可を受けて設立されたときは、本設立総会に出席した設立者全員が本法人の社員となることを述べたところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

#### 第 3 号議案 定款承認の件

議長は本法人の定款案を朗読し、全員に諮ったところ、全員異議なくこれを承認し、本案は可決された。

#### 第 4 号議案 寄附（拠出）申込み及び設立時の財産目録承認の件

議長は発言し、本法人設立の資産とするため、寄附（拠出）を受けたい旨を述べたところ、設立者のうちから次のとおり拠出したい旨の申込みがあった。

（氏 名）	預金	円
	医業未収金	円
	医薬品、診療材料	円
	建物	円
	医療用器械備品	
	その他の器械備品	
	電話加入権	
	合 計	

基金引受申込書の種別の  
内容と一致させること

拠出を受けない場合、  
波線部の記載は不要

また、〇〇 〇〇 は発言し、当該拠出金に関し、次のように述べた。

拠出金は医療法人〇〇会設立認可後〇〇年間が経過した後に、拠出者に返還するものであり、金銭以外の資産にかかる拠出金の返還については、拠出時における当該資産の価額をもって返還する

こと。

医療法人が解散した場合には、他の債務の弁済後でなければ拠出金を返還することができないこと。

拠出金は利子を付して返還しないこと。

また、〇〇 〇〇 は発言し、医療用器械備品の購入資金として〇〇銀行から借入金があり現在〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇〇円の借入残金があるが、医療用器械備品を寄附（拠出）するに際し、この残金の返済を債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

また、医薬品や診療材料の購入により、〇〇薬品株式会社からの買掛金〇, 〇〇〇, 〇〇〇〇円を、債権者の承認を得て設立する法人に引き継ぎたいと述べた。

議長は、前述の寄附（拠出）金及び債務引継ぎの件について全員に発表したところ、一同これを確認し、設立時の負債金額を金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇〇円とすることを承認した。

議長は発言し、この結果本法人設立時の純資産額は、金〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇〇円とし、その財産目録は別紙のようになると示したところ、一同これを承認し、本案は可決された。

第5号議案 〇〇年度及び 〇〇年度の事業計画（案）並びに収支予算（案）の承認の件

議長は発言し、 〇〇年度及び 〇〇年度の事業計画案並びにこれに伴う予算案を一同に示すとともに詳細に説明をなし、承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

第6号議案 役員及び管理者の選任の件

議長は発言し、第3号議案で可決された定款に規定されるところに従い、本法人の役員及び管理者を選任したい旨を述べ、設立者間で協議したところ次のように選任された。

理 事	〇〇 〇〇	（医療法人〇〇会〇〇病院管理者）
同	〇〇 〇〇	（医療法人〇〇会〇〇診療所管理者）
同	〇〇 〇〇	（医療法人〇〇会介護老人保健施設〇〇園管理者）

：

：

監 事	〇〇 〇〇
-----	-------

選任された者は、各自この就任を承諾した。

ついで議長は、理事長を選任したい旨を述べ、理事に決定した者の内から、次のように選任された。

理 事 長	〇〇 〇〇
-------	-------

選任された者は、各自この就任を承諾した。

第7号議案 設立代表者の選任の件

議長は発言し、医療法人の設立は、原則として設立者全員の連署で茨城県知事に申請することとなっているが、ここで設立代表者を1名選任し、設立に関する一切の権限を委任したい旨を述べたところ、一同これに賛成したので、設立代表者を互選したところ、次の者が選任された。

設立代表者	〇〇 〇〇
-------	-------

選任された者は、これを承諾した。

第8号議案 本人の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の土地及び建物を賃借する契約の承認の件

議長は発言し、本人の開設する〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の土地及び建物は、賃借する予定なので、本法人を設立するに際し、現在の契約を継続し賃借人の名義を変更する必要があることを述べ、覚書を示し、これの承認を求めたところ、全員異議なく承認し、本案は可決された。

以上をもって、医療法人〇〇会の設立に関するすべての議事を終了したので議長は閉会を宣した。

本日の決議を確認するため、設立者全員が記名押印する。

設 立 者	〇〇	〇〇
同	〇〇	〇〇
同	〇〇	〇〇
	:	
	:	
同	〇〇	〇〇

(作成上の注意)

1. 本議事録は参考例であり、これに準じて議事の経過の概要及び結果を明確に記載すること。
2. 財団である医療法人を設立する場合にあっては、本議事録を添付する必要はないこと。  
ただし、設立趣意書は添付する必要があること。
3. 役員は理事3人以上、監事1人以上とすること。
4. 理事の中には原則として法人の開設するすべての病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の管理者を入れること。

## 様式例 8

### 医療法人〇〇会設立趣意書

#### 〈記入例〉

本診療所は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に開設して以来〇〇年余を、地域医療に貢献してきた。(発展経過)

：

：

近年患者数が増大し、現在は1日平均〇〇名の外来があり、今後も永続的に診療所を運営していく必要性を痛感する。(設立動機)

：

：

そのためには、家計と経営を分離し近代的経営を行い、診療所の安定を図らなければならない。(設立意図)

：

：

医療法人化により、医療設備を充実させ、また職員の研修教育を行い、従前にもまして地域医療に貢献していきたい。(事業内容)

#### 〈医療法人の名称の由来〉

例. 医療法人の設立者の名前から1字ずつ取り「〇〇会」としました。

・日付は設立総会開催日と同じにすること

年 月 日

医療法人〇〇会  
設立代表者 〇〇 〇〇

#### (作成上の注意)

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院の開設からの発展経過、法人の設立意図、事業内容等を具体的かつ簡明に記載すること。



様式例 9

注：設立総会（理事会）開催年月日とすること

役員及び社員（評議員）の名簿

（ 年 月 日現在）

	役職名	氏名	生年月日	年齢	性別	住所	職業	拠出額	続柄
役員名	理事長							円	
	理 事								
	〃								
	〃								
	監 事								
	計	名						円	
社員名								円	
	計	名						円	

（作成上の注意）

1. 役員、社員の全員を記入すること。
2. 財団である医療法人については、社員名欄を評議員に変えて記載すること。
3. 職業は具体的に記載すること。  
 〈例〉当診療所の管理者、当診療所の看護師、他病院医師、大学病院医師、医学生等
4. 拠出額は、純資産額を記載すること。
5. 続柄は、理事長（本人）との続柄（夫・妻・父・母・子・知人等）を記載すること。  
なお、監事については、他の役員と親族等の特殊な関係にある者ではないこと。

施設が複数ある場合には、施設ごとに別葉にて記載

様式例 10

開設しようとする病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の概要

名 称				
所 在 地			電話	
所管保健所名				
診 療 科 名				
病 床 数 等	<p>【病院・診療所】</p> <p>一般病床〇〇〇床、療養病床〇〇〇床（医療保険 〇〇床、介護保険〇〇〇床）          精神病床 〇〇床、感染症病床 〇〇床、結核病床 〇〇床</p> <p>【介護老人保健施設、介護医療院】</p> <p>入所定員〇〇〇名、通所定員 〇〇名</p>			
管 理 者	氏 名			
	(歯科)医籍			
職 員 ※職種毎に常勤・非常勤と分けて記載すること。	職 種	従 業 員 数 (常勤：非常勤)	職 種	従 業 員 数 (常勤：非常勤)
	医 師	:	歯 科 技 工 士	:
	歯 科 医 師	:	理 学 療 法 士	:
	看 護 師	:	作 業 療 法 士	:
	准 看 護 師	:	柔 道 整 復 師	:
	歯 科 衛 生 士	:	:	:
	看 護 補 助 者	:	事 務 員	:
	薬 剤 師	:	労 務 員	:
	栄 養 士	:	小 計	
	診療放射線技師	:	常 勤	
	診療エックス線技師	:	非 常 勤	
	臨床検査技師	:	合 計 (常勤+非常勤)	人
衛生検査技師	:			
敷 地	〇〇, 〇〇〇㎡ (うち借地〇〇, 〇〇〇㎡) (付近案内図及び平面図添付)			
建 物	延〇〇, 〇〇〇㎡ (構造、用途及び各室の面積を示す図面)			
	鉄筋コンクリート〇階建 延〇〇, 〇〇〇㎡ (外来、診療棟)			
	① 診 察 室	〇〇室		㎡
		内 科		㎡
		外 科		㎡
	② 処 置 室			㎡
		内 科		㎡
		外 科		㎡
	③ 調 剤 室			㎡
	④ 手 術 室			㎡
	⑤ 臨 床 検 査 室			㎡

	<p>⑥ エックス線室 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  :   :</p> <p>⑩ 病棟 ○○室 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  ○○病棟 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  ○○人×○○室=○○○人 (一般)  ○○人×○○室=○○○人 (一般)  ○○人×○○室=○○○人 (一般)  ○○病棟 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  ○○人×○○室=○○○人 (一般)  ○○人×○○室=○○○人 (一般)  ○○人×○○室=○○○人 (一般)  :  :</p> <p>⑭ 事務室 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  ⑮ 医局 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  ⑯ 医療宿直室 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  医師 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  看護師 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  その他 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  ⑰ 厨房 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  ⑱ 洗濯施設 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  :  :</p> <p>⑳ 従業員宿舎 <span style="float:right">m<sup>2</sup></span>  医師用 (所在地) <span style="float:right">戸 (室)</span>  看護師用 (所在地) <span style="float:right">室 (人用)</span>  :</p>
診療日	日曜日及び祝日を除く毎日
診療時間	月曜日から金曜日まで ○○時から○○時まで (24 時間表記) ○○時から○○時まで (24 時間表記) 土曜日 ○○時から○○時まで (24 時間表記)
非常勤医師の勤務状況	氏名 ○○ ○○ (内科・小児科) 月 ○○時から○○時まで (24 時間表記) 氏名 ○○ ○○ (宿直) 火・木 ○○時から○○時まで (24 時間表記)
協力病院 〔介護老人 保健施設、 介護医療院〕 の場合	○○病院 ○○県○○市○○町○○番地○○号

[添付書類]

1. 施設周辺の概略図  
…最寄りの駅、主要道路、目標となる構築物等を記入すること。
2. 敷地図（建物と敷地の関係が分かるもの）
3. 公図（土地が複数筆の場合）
4. 建物平面図  
(1) 縮尺は任意であるが、100～200分の1程度が望ましい。  
(2) ビルの一室で開設する場合は、フロアの全体図。
5. 不動産登記の登記事項証明書（ただし、いわゆる雑居ビルの一室で開設する場合は、「土地の登記事項証明書」は添付する必要はないこと。）
6. 土地、建物を賃貸借する場合は下記の書類  
(1) 賃貸借契約書（写し）  
(2) 覚書（様式例10-2）…従来個人で契約している不動産を、法人が引き続き賃借する場合  
〈内容〉 ・賃貸人を個人から法人に引き継ぐための「読替の特約」  
・長期間にわたり賃貸借契約を継続することの保証  
(3) 不動産を設立者又はその親族から賃借する場合、賃借料が近隣の相場から著しく乖離していないことを示す資料（近傍類似比較表（様式例10-3）等）

(建物等不動産賃貸借契約を引き継ぐ場合の覚書の例)

覚 書

〈記入例〉

〇〇不動産（以下「甲」という。）と、〇〇 〇〇（以下「乙」という。）は、甲乙間で締結した 〇〇年〇〇月〇〇日付け賃貸借契約（以下「契約書」という。）の乙の表示に関し下記のとおり取り決めた。

記

契約書における乙の表示は、乙が茨城県知事に申請する医療法人の設立が認可された日をもって「医療法人〇〇会」（理事長（氏 名）、（法人の主たる事務所の住所））と読み替える。

賃貸借契約期間についても長期間とする。

本覚書の成立を証するため本書 2 通を作成し、当事者各 1 通を所持する。

年 月 日

甲 住 所  
会社名  
代表者名

乙 住 所（自宅の住所）  
医療法人〇〇会  
設立代表者

(作成上の注意)

1. 下記の 2 つの要素を満たすものであれば、「不動産賃貸借契約引継承認書」「念書」「確認書」等その様式、形態を問わないこと。
  - ・ 賃貸人を個人から法人に引き継ぐための「読替の特約」
  - ・ 長期間にわたり賃貸借契約を継続することの保証
2. 貸主が複数である場合には、甲欄を連名で作成するか、貸主ごとに作成するかいずれかの方法で構わないこと。

様式例 10-3

(設立しようとする医療法人と医療法人の役員等が不動産賃貸借契約を締結する場合)

近 傍 類 似 比 較 表

	所 在 地	月賃料 (A) (管理料含む)	延べ床面積 (B)	m <sup>2</sup> 単価 (A) / (B)
当 該 物 件		円	m <sup>2</sup>	
参考物件 1				
参考物件 2				
参考物件 3				

添付書類

- ・ 参考物件の根拠となる資料 (インターネットの検索結果や住宅情報誌等の写) を添付すること。

様式例 1 1

年 月 日

医療法人〇〇会  
設立代表者

殿

注：設立総会（理事会）開催年月  
日とすること

氏 名

管 理 者 就 任 承 諾 書

〇〇年〇〇月〇〇日開催の医療法人〇〇会の設立総会において、医療法人〇〇会が開設しようとする〇〇病院（診療所、介護老人保健施設、介護医療院）の管理者に選任され、その就任を承諾します。

（注） 1. 医師（歯科医師）免許証の写しを添付すること。  
ただし、役員就任承諾書に添付されている場合には不要。

## 様式例 1 2

### 設立後 2 年間の事業計画

初年度（       年    月    日～       年    月    日：    か月）

次年度（       年    月    日～       年    月    日）

#### （作成上の注意）

1. 当該年度に行おうとする事業計画、建物増改築計画、物品購入計画、病床計画、資金及び債務の弁済計画、職員採用計画、収支見込み等該当するものを箇条書きする。
2. この事業計画は、予算の内容に関連するので、予算書と一致させること。
3. 初年度の実期間が 4 月未満の場合には、次々年度分の事業計画を加え、表題を「設立後 3 年間の事業計画」に修正すること。予算書についても同様に作成すること。



様式例 1 3

設 立 後 2 年 間 の 予 算 書

(収入予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初 年 度 ( 月 )	次 年 度
医 業 収 入		
入 院 収 入		
外 来 収 入		
そ の 他		
医 業 外 収 入		
借 入 金		
拠 出 金 等		
前 年 度 繰 越 金		
合 計		

(支出予算額総括表)

(単位：千円)

科 目	初 年 度 ( 月 )	次 年 度
医 業 費 用		
医 業 外 費 用		
施 設 整 備 費		
施 設 整 備 費		
医 療 機 器 購 入 費		
借 入 金 ( 元 金 ) 返 済		
法 人 税 等 ( 租 税 公 課 )		
翌 年 度 繰 越 金		
合 計		

(運転資金)

(単位：千円)

必 要 額	準 備 額	内 訳	拠 出 金 等
			窓 口 収 入 ※

※窓口収入算出根拠

(作成上の注意)

1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。
2. 事業計画(様式例12)の内容と一致すること。
3. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないこと。
4. 「拠出金等」は、財産目録(様式例3)のうち、「預金」及び「医業未収金」を合算したものであること。
5. 法人税等(租税公課)は、発生主義に則って記載すること。  
よって、実際の納税は翌年度になる場合であっても、税金相当額は初年度に計上すること。
6. 運転資金「準備額」は、「必要額」と同額かそれ以上であること。
7. 運転資金「必要額」の求め方  
必要額＝初年度支出(医業費用＋医業外費用＋借入金(元金)返済)の2か月分
8. 運転資金「準備額」の求め方  
準備金＝拠出金(現金)＋現物拠出財産(預金＋医業未収金)＋窓口収入の2か月分
9. 初年度の実期間が4月未満の場合には、次々年度分の予算書を加え、  
表題を「設立後3年間の予算書」に修正すること。

様式例 1 4

医療施設名（初年度・次年度）

予 算 明 細 書

・初年度1年未満の場合は、〇〇ヶ月と記載。

初（次）年度

	1 日 平 均	1 か 月 平 均	1 年（ 〇 〇 月）
入 院 患 者 数	人	人	人
外 来 患 者 数	人	人	人

- (注) 1. 入院患者数（1年）＝入院患者数（1日平均）×365（366）  
 2. 外来患者数（1年）＝外来患者数（1か月平均）×12  
 3. 初年度が1年に満たない場合は、実月数で計算すること。

(収 入)

科 目	金 額 (千円)	内 容 説 明
医 業 収 入		
入 院 収 入		
自 費 収 入		平均 円×(年間(〇〇ヶ月) 人)
社 会 保 険 等 収 入		平均 円×(年間(〇〇ヶ月) 人)
室 料 差 額 収 入		平均 円×(年間(〇〇ヶ月) 人)
外 来 収 入		
自 費 収 入		平均 円×(年間(〇〇ヶ月) 人)
社 会 保 険 等 収 入		平均 円×(年間(〇〇ヶ月) 人)
そ の 他		集団検診料、診断書発行料等
医 業 外 収 入		
受 取 利 息		預託金の利息
そ の 他		従業員、付添人等の給食収入等
借 入 金		銀行等からの借入金
抛 出 金 等		預金、医業未収金の合計
前 年 度 繰 越 金		(次年度のみ)
合 計		

(作成上の注意)

1. 開設する医療施設ごとに予算明細書を作成すること。
2. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該収入を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
3. 事業計画（様式例 1 2）の内容と一致すること。
4. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、様式例 1 3 の単位と一致させること。
5. 合計欄の金額は、様式例 1 3 の収入予算額総括表の合計欄の金額と一致すること。
6. 自賠法、労災法による診療収入は、自費収入に入れること。
7. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。（初年度が4月未満の場合は3年度分）

## (支 出)

科 目	金 額 (千円)	内 容 説 明
医 業 費 用 給 与 費 職 員 給 与 そ の 他 役 員 報 酬 材 料 費 経 費 賃 借 料 そ の 他 委 託 費 そ の 他 医 業 外 費 用 施 設 整 備 費 借 入 金 (元 金) 返 済 法 人 税 等 (租 税 公 課) 翌 年 度 繰 越 金		(職員給与費内訳書(様式例15)のとおり) 退職金、法定福利費 平均 円×(年間(〇〇ヶ月) 人) 医薬品費、診療材料費、給食用材料費 等 土地、建物の賃借料 福利厚生、交通費、光熱水費、保険料、通信費、 交際費、修繕費、消耗品費 等 検査、給食、寝具、医事、清掃、保守等の委託費 研究研修費、本部費 等 支払利息など 医療機器購入費、施設整備費  (次年度のみ)
合 計		

## (作成上の注意)

1. 不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、「その他」のうち金額の多いものについては、当該支出を示す名称を付した科目をもって計上しても差し支えないこと。
2. 事業計画(様式例12)の内容と一致すること。
3. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、様式例13の単位と一致させること。
4. 合計欄の金額は、様式例13の支出予算額総括表の合計欄の金額と一致すること。
5. 「職員給与」の金額は、職員給与費内訳書(様式例15)の合計欄の金額を一致すること。
6. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。(初年度が4月未満の場合は3年度分)

職 員 給 与 費 内 訳 書

初（次）年度

（単位：千円）

職 種	常 勤 (名) 非常勤 (名) 計 (名)	A 一人当たり 月額給与	B 月額給与計	C 年間給与計 (〇か月分)	D 年 間 賞 与	E 年 間 計
医 師 (歯科医師)	名					
	名					
	名					
看 護 師 (歯科衛生士)	名					
	名					
	名					
准 看 護 師	名					
	名					
	名					
薬 剤 師	名					
	名					
	名					
臨 検 査 技 師	名					
	名					
	名					
診 療 放 射 線 技 師	名					
	名					
	名					
事 務 員	名					
	名					
	名					
そ の 他	名					
	名					
	名					
合 計	名					
	名					
	名					

（作成上の注意）

1. 開設する医療施設ごとに作成すること。
2. 適宜、不要な職種の削除又は必要な職種の追加を行うこと。
3. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、様式例 1 4 の職員給与の額と一致させること。
4. 初年度と次年度の 2 年度分を作成すること。（初年度が 4 月未満の場合は 3 年度分）
5. 初年度分の人員構成は、様式例 1 0 の「職員」欄の内容と一致させること。
6. 施設の職員として勤務する者で、管理者（理事長）など役員報酬のみの支払者については、職員数欄には 人数のみを計上し、欄外に「常勤医師 1 名については、役員報酬から支払い」などと、コメントを記載すること。

様式例 1 6

役 員 報 酬 内 訳 書

初（次）年度

（単位：千円）

氏 名	役 職 名	職 業	勤務形態	月 額 報 酬	年 額 報 酬 (○か月分)
	理事長				
合 計					

（作成上の注意）

1. 役員は全て記載し、無報酬の場合、報酬額を0千円とすること。
2. 適宜、必要な役職名を記載すること。
3. 勤務形態の欄には、常勤、非常勤とどちらかを記載すること。
4. 1,000円未満は、四捨五入しても差し支えないが、様式例 1 4 の役員報酬の額と一致させること。
5. 初年度と次年度の2年度分を作成すること。（初年度が4月未満の場合は3年度分）

様式例 17

履 歴 書

現住所 ・印鑑証明書の住所を記載

氏 名 (ふりがな)

生年月日

学 歴 (概ね高校以上)

(注) 医師 (歯科医師) については、医師 (歯科医師) 免許番号、登録年月日を記載  
すること。

職 歴

(できるだけ詳細に記入し、開設・経営上利害関係のある営利法人等の役職員を兼務  
する場合は、その法人名及び役職についても記入すること)

賞 罰 (ない場合はなしと記入すること)

※ 医療法第 46 条の 5 第 5 項の役員欠格事由には該当しておりません。

以上のとおり相違ありません。

年 月 日

・設立総会日又は設立総会日以降の  
日付を記載

氏 名

注 1. 設立者及び役員全員が作成すること

2. 他の医療法人及び営利法人の役員の職についている場合は必ず職歴欄に記載すること。

3. 印鑑登録証明書を添付すること

4. 現住所は印鑑登録証明書と同じ表記にすること。

5. 開設・経営上利害関係にある営利法人の役員等の役職員を兼務する場合は、兼務する営利法人  
等の規模が確認できる書類 (法人登記簿) を添付すること。

年 月 日

注：設立総会（理事会）開催年月日とすること

医療法人〇〇会  
設立代表者

殿

理 事 長  
理 事  
理 事  
理 事  
理 事  
理 事  
監 事  
監 事

### 役 員 就 任 承 諾 書

私達は医療法人〇〇会設立の上は、それぞれ頭書の職名のとおり役員に就任することを承諾します。

- 注：1 全員の履歴書を添付すること。（様式例 17 記載例を参照）  
2 理事長に就任される者については、医師（歯科医師）免許証の写しを添付すること。

委 任 状

・印鑑証明書の住所を記載

私達は（住所）（氏名）を医療法人〇〇会の設立代表者に選任し、医療法人の設立に関する一切の権限を委任します。

年 月 日

注：設立総会（理事会）開催年月日とすること

・印鑑証明書の住所を記載

住 所  
氏 名  
  
住 所  
氏 名  
  
住 所  
氏 名

：  
：  
：

（作成上の注意）

被選任者を除いて設立者（社員）全員が記名押印すること。



年 月 日

茨城県知事 殿

主たる事務所の所在地  
医療法人 会  
理事長  
電話 ( )

医療法人設立登記完了届

年 月 日付 第 号で認可された本法人の設立登記は、  
年 月 日完了したので、医療法施行令第5条の12の規定により届出します。

[添付書類]  
登記事項証明書